

回 答 書

令和4年4月14日

京都府旅券事務所旅券申請受付・作成・交付・相談等業務に係る質問について、次のとおり回答します。

番号	質問項目	質問内容	回 答
1	電子申請について	契約期間中の電子申請の取り扱い、準備や研修も含めて行わないという認識でよろしいでしょうか。	外務省では令和4年度中の旅券の電子申請導入を予定しており、京都府も国と同様に検討しておりますが、現時点で電子申請後の各業務の内容やフローについては国でまだ検討中であり判明していない点が多く、委託業務内容を特定することもできないため、本入札においては電子申請への対応について想定いただく必要はありません。 契約期間中に、電子申請導入に伴い業務変更や追加業務が生じる際は、別途受託者と府によって協議し、対応を検討することを想定しております。
2	請負金額の変更について	契約期間中に申請件数が増加した場合、請負金額の変更は可能でしょうか。また、変更される場合基準をご教示ください。	仕様書5「業務の基準と基準確保のための措置等」に記載の最大の窓口人員体制をとった上でも混雑解消に至らない場合は、受託者において臨機応変な対応に努めていただくものとしますが、場合によっては府職員が支援します。 改善策を講じても、対処が困難と判断される場合は、受託者と府で対応を協議し、その後の対応を検討することを想定しております。 仕様書5(5)に記載の2か月に1回程度の府との情報交換の場については、そのような状況の変化等をいち早く捉えるための措置です。
3	きょうと子育て応援レーンについて	きょうと子育て応援レーンの記載がHP上にあります。一次審査窓口と同じレーンでのご案内になりますでしょうか。それとも、別レーンを設ける必要がありますでしょうか。	旅券申請窓口の一つを、小学生以下の子ども(子ども一人で申請する場合を含む)を同伴している方や妊婦の方、障害のある方の優先受付窓口(きょうと子育て応援レーン)としています。 仕様書5の<窓口人員等の配置基準>はあくまで目安とし、窓口の状況に応じて、業務が滞留しないよう臨機応変に機動的な対応をお願いします。
4	京都府証紙廃止について	令和4年10月以降も現金での取り扱いは無いという認識でよろしいでしょうか。	令和4年10月1日以降の京都府旅券手数料の納付方法については現在検討中ですが、万が一現金を取り扱うことになった場合であっても、本業務の内容には含まれず、別途府において対応を検討することを想定しております。
5	旅券作成について	旅券の作成は旅券事務所にて申請されたもののみ行うということよろしいでしょうか。	旅券作成業務については、旅券事務所及び4箇所の広域振興局(山城、南丹、中丹、丹後)において申請された全ての旅券を作成することになります。 各所の旅券作成件数は、資料「令和元年度～3年度旅券申請件数」をご参照ください。
6	仕様書について(3ページ)	窓口人員等の配置基準として人員数が示されていますが、現在稼働(名簿に登録)している従業員数をご教示ください。	現在、業務従事者名簿に登録されている従事者は、26名です。